吉野川市告示第１２６号

吉野川市における一般廃棄物収集運搬業の許可に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年１１月１１日

吉野川市長　　原　井　　敬

吉野川市における一般廃棄物収集運搬業の許可に関する要綱の一部を改正する告示

吉野川市における一般廃棄物収集運搬業の許可に関する要綱（平成１８年吉野川市告示第１０１号）の一部を次のように改正する。

第４条中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号を第７号とし、第９号を第８号とする。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和９年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の吉野川市における一般廃棄物収集運搬業の許可に関する要綱の規定は、令和９年度以降における一般廃棄物収集運搬業の許可（許可の更新を含む。）について適用し、令和８年度までにおける一般廃棄物収集運搬業の許可については、なお従前の例による。